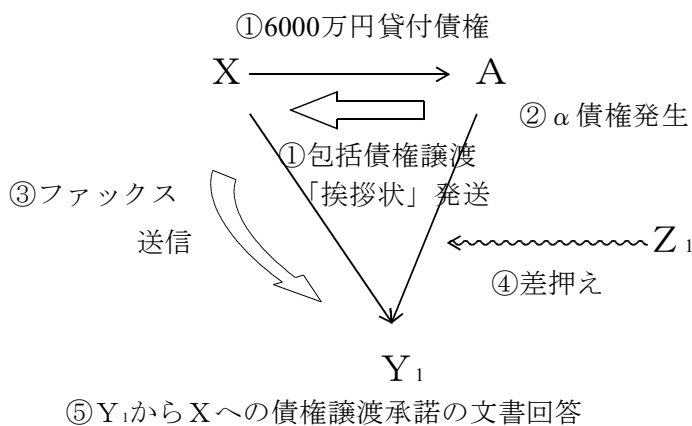


第14回講義(債権譲渡Ⅰ)の参考資料

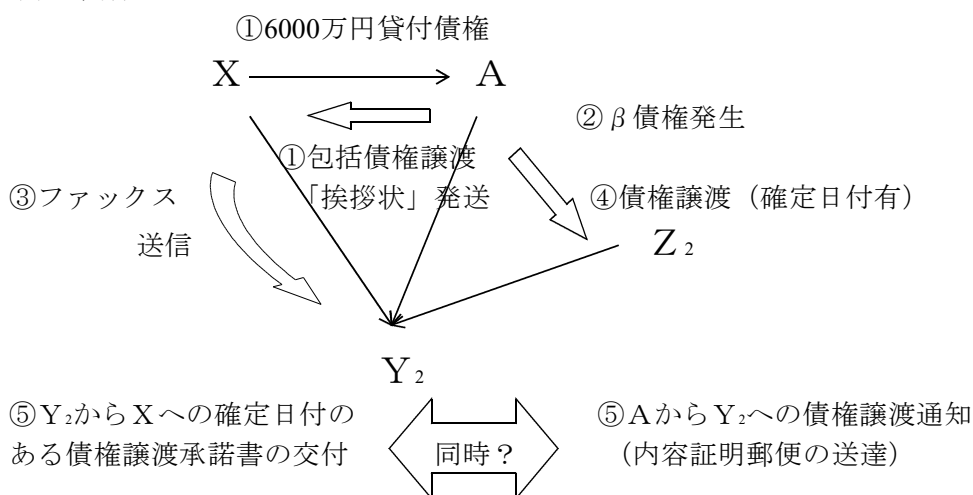
2017/07/14

【当事者関係図】

(1) の関係



(2) の関係



【本日言及する(可能性のある)判例・文献】

◎判例等 (太字は事前指示判例)

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 1) 最判昭53年12月15日金法898号93頁 | <LEX/DB 27201029> |
| 2) 最判平13年11月22日民集55巻6号1056頁 | <LEX/DB 28062423> |
| 3) 最判昭45年4月10日民集24巻4号240頁 | <LEX/DB 27000733> |
| 4) 最判昭49年3月7日民集28巻2号174頁 | <LEX/DB 27000448> |
| 5) 最判昭55年1月11日民集34巻1号42頁 | <LEX/DB 27000186> |

◎学説

- 大江忠『ゼミナール要件事実』(第一法規、2003年) 71頁
- 西村信雄編『注釈民法(11)』(有斐閣、1965年) 368頁 [植林弘]
- 於保不二雄『財産管理権論序説』(有信堂、1954年; 復刻版は有信堂高文社、1995年) 314頁

(1)に関する追加的な設問（時間の関係で講義中には取り上げず補足説明に回します）

本件設例とは異なり、債権譲渡の合意が、

- (a)「AがXに対する貸金債務につき期限の利益を失った場合には、Aがその時点で持っている未回収の請負報酬債権と、その後の3年間にAが結ぶ請負契約上の報酬債権はすべて、Xに譲渡する」

とか

- (b)「AがXに対する貸金債務につき期限の利益を失った場合には、Xは、Aに対する意思表示によって、Aがその時点で有している未回収の請負報酬債権と、その後の3年間にAが結ぶ請負契約上の報酬債権をすべて、取得することができる」

というものであったとすると、どういう違いが生じるか。

【本日取り上げる予定の項目の目次】

- (1) (a) 譲受債権の支払を求めるための請求原因
債権譲渡の原因行為の主張・立証の要否
- (b) 将来債権譲渡の有効性とそのための要件
公序良俗違反の有無
譲渡人の弁済受領を認める挨拶状の約定の効力
債務者対抗要件の主張・立証責任（⇒補足説明に回す予定）
未発生 of 債権の譲渡についての対抗要件の効力
ファックスや文書回答の対抗要件としての効力
債権譲渡担保の法的構成とファックスの意味：権利移転的構成と担保権的構成
譲渡禁止特約が使われる理由
譲渡禁止特約についての悪意と譲渡・差押えの効力
譲渡禁止解除の承諾の効力：承諾の遡及効の意義とその制限の意義
- (2) (a) 第三者対抗要件具備の先後
優劣決定基準：確定日付説の問題点と到達時説の根拠
先後不明の場合の優劣関係と債務者の義務
昭和55年判決（事前指示判例）と平成5年判決（参考判例③）の整合性
- (b) 劣後譲受人への弁済の有効性
先後不明譲受人への弁済の効力と分配請求の可否